

# 公共事業の景観向上効果の事後評価手法開発

Development on a post-evaluation method of landscape formation in public works

(研究期間 平成 19 年度)

環境研究部 緑化生態研究室  
Environment Department  
Landscape and Ecology Division

主任研究官 福井 恒明  
Senior Researcher Tsuneaki FUKUI  
主任研究官 小栗 ひとみ  
Senior Researcher Hitomi OGURI

Landscape assessment system for public works of MLIT was fully executed in 2007. It obligates major projects to be evaluated in terms of landscape formation after the construction. In this study, effects of well-designed public works are newly proposed and a guideline of examination and evaluation is established.

## 〔研究目的および経緯〕

「美しい国づくり政策大綱」(平成 15 年)に示された施策のひとつとして、景観アセスメントシステムの確立がある。平成 16 年に「国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針(案)」が策定され、これに基づき平成 18 年度まで全国 44 事業を対象に景観アセスメントの試行が行われた。これを踏まえて内容の改定を行い、平成 19 年度から「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)」が国土交通省所管の全ての事業を対象に本格運用となった。

試行、本格運用ともに事業終了後の評価(事後評価)実施が定められているが、公共事業の適正な執行に対する要請が強まる中で、景観検討についても国民に対して説明責任を果たす必要がより強く生じてきた。そのため、事後評価の内容も、計画通り実行されたかどうかという観点に加え、景観検討そのものの意義の説明に資するものでなければならない。そこで本格運用にあたり、事後評価の新たな項目として、事業実施を通じた景観形成による波及効果(経済価値以外の観点も含む)等の把握を加えることとなった。

こうした景観形成の波及効果については、個別の事例を対象とした研究が学会で発表されているものの、事例数が少なく、手法としても確立されていない。そのため、基本方針(案)に沿って公共事業における景観検討を進めるためには、事後評価手法の確立が急務となっている。

そうした背景のもと、本研究の目的は、景観に配慮した計画・設計を行った実施済みの事業のうち代表的なものを対象に、それぞれ景観形成の波及効果を把握するとともに、それらの事例を踏まえた景観形成の波及効果把握手法確立とした。

なお、本研究の主体は大臣官房技術調査課・公共事業調査室であり、国土技術政策総合研究所はこれを技術的に支援し、成果のとりまとめについて協力した。

## 〔研究内容〕

本研究では、景観に配慮した計画・設計を行った実施済み事業のうち、代表的な 13 事例を対象に、景観検討の意図や経過に関する事業者・設計者等へのヒアリング、利用状況等に関する現地観測調査、市民や利用者の利用状況や評価に対するヒアリング・アンケート等を行った。調査対象事例は、金山町まちなみ整備(山形)、豊田市児ノ口公園(愛知)、太田川基町護岸(広島)、津和野川河川景観整備(島根)、岸公園(島根)、指宿海辺の散歩道(鹿児島)、福島西道路(福島)、壺屋やちむん通り(沖縄)、勝山橋(福井)、油津堀川運河・木橋(夢見橋)(宮崎)、日向市駅周辺地区整備(宮崎)、門司港レトロ地区環境整備(福岡)、汽倉道(神奈川)である。

対象地区ごとに景観検討の事後評価を実施し、また、全ての地区に対して横断的に考察することによって、景観形成の波及効果の具体的内容を整理した。その上で景観検討に関する事後評価全体の枠組みを設定し、事後評価の項目やそれらを表現する指標、調査手法を手引き(案)としてとりまとめた。

## 〔研究成果〕

### 1. 景観向上効果の分類

公共事業において景観検討を行うことによって現れた効果を「景観向上効果」と定義した。その内容は表-1の通りである。なお、より具体的な内容については 2. で述べる手引き(案)に掲載される。

## 2. 景観検討に関する事後評価の手引き（案）のとりまとめ

本研究における検討結果ならびに基本方針（案）の内容を踏まえ、事後評価の枠組みを検討し、具体的な手順や手法について手引き（案）をとりまとめた（図-1）。

### 【成果の公表】

本研究の成果の一部は関係学会に公表済みであり<sup>1)</sup>、また、全体の成果は「公共事業の景観検討に関する事後評価の手引き（案）」としてとりまとめ、大臣官房技術調査課・公共事業調査室より公表される予定である。

### 【成果の活用】

「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）」に基づき、国土交通省所管の公共事業は、景観上の重要度に応じて「重点検討事業」「一般検討事業」「検討対象外事業」に分けられる。そのうち「重点検討事業」については事後評価を実施するものとしており、本研究の成果が評価実施の基本的事項として活用される。

### 【参考文献】

1) 溝口宏樹・福井恒明・角真規子・太田啓介；公共事

業の景観向上効果に関する考察，景観・デザイン研究講演集，No. 4，pp. 1-8，土木学会，2008.12

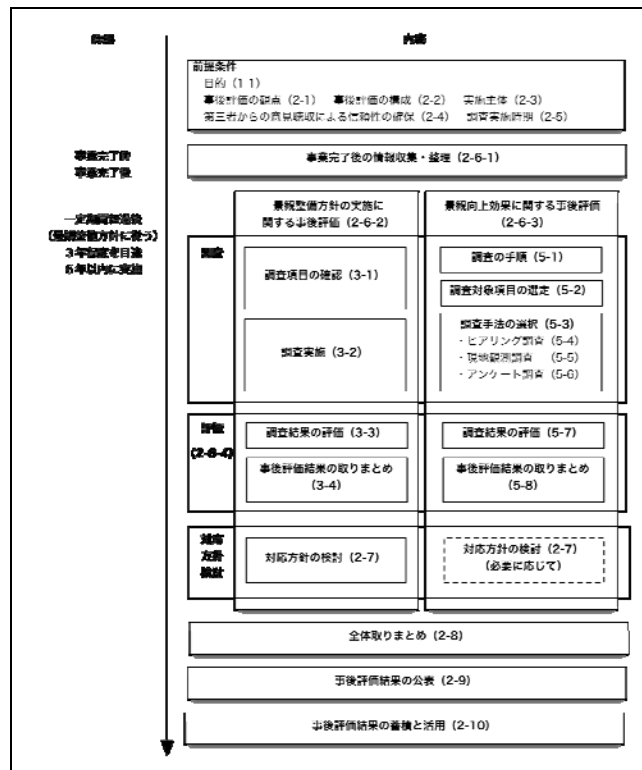


図-1 景観検討に関する事後評価の枠組み  
(数字は手引き（案）の章番号)

表-1 景観向上効果の分類と効果例

分類	効果例	
1. 景観向上効果（事業のアウトプットから直接発現したと捉えられる効果）		
1-1 整備された空間に対する認知・印象	・整備した空間の印象の向上 ・整備した空間の機能向上に関する認知 等	
1-2 意識に与える効果	・親しみ・愛着、誇りの向上/その他 ・地域のシンボル・ランドマークとしての認知、地域らしさの認知 ・景観やまちづくり、環境等に関する意識の高まり ・住民、行政、設計者、施工者の信頼関係の構築 等	
1-3 活動に与える効果	1-3-1 住民の日常生活での利用に与える効果	・利用の増加 ・利用の多様化 ・コミュニティの形成 等
	1-3-2 団体活動、維持管理活動に与える効果	・イベントの開催 ・維持管理活動の実施 ・地域活動団体の活動の活性化 等
1-4 空間に与える効果	1-4-1 隣接する空間整備に与える効果	・建物の形態、ファサード、意匠等の変化 ・建築外構の変化 ・公共空間整備の拡張 等
	1-4-2 周辺の空間整備に与える効果	・周辺施設整備との連携 ・視点場の形成 等
	1-4-3 良好な景観形成に寄与する制度等の構築	・景観条例、景観計画等の策定 ・景観形成に関する協議会の設置 等
2. 波及効果（さまざまな効果が複合して発現したと捉えられる効果）		
2-1 地域経済に与える効果	・地場産業の活性化 ・観光振興 ・民間投資の誘発 等	
2-2 外部評価の高まり	・外部機関（専門家）からの表彰 ・マスコミ・マスメディア掲載の増加 ・地価の上昇、居住者の増加 等	